

令和元年 8 月 2 7 日

専決処分の報告について

健全化判断比率の報告について

資金不足比率の報告について

## 報 告 目 次

|          |                      |    |
|----------|----------------------|----|
| 報告第 23 号 | 専決処分の報告について .....    | 1  |
| 報告第 24 号 | 専決処分の報告について .....    | 3  |
| 報告第 25 号 | 専決処分の報告について .....    | 7  |
| 報告第 26 号 | 専決処分の報告について .....    | 10 |
| 報告第 27 号 | 専決処分の報告について .....    | 13 |
| 報告第 28 号 | 健全化判断比率の報告について ..... | 16 |
| 報告第 29 号 | 資金不足比率の報告について .....  | 17 |

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年７月２６日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

### １ 損害賠償の額

１４７，９６０円

### ２ 和解の相手方

鈴鹿市住吉三丁目３番１４号

有限会社おおえのきトータルヘルスケア

代表取締役 大榎 良則

### ３ 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

平成３１年４月２６日、稲生町地内の相手方福祉施設敷地において、救急活動のため、職員が救急車を運転し、当該福祉施設の玄関ポーチを通過しようとしたところ、当該玄関ポーチに当該救急車のルーフアンテナが接触したもの

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市職員給与条例等の一部改正

## 専 決 処 分 書

鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年7月26日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

## 理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

## 鈴鹿市条例第 7 号

### 鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

#### (鈴鹿市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市職員給与条例（昭和 24 年鈴鹿市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 7 項中「及び」を「又は」に，「当該各項に」を「これらの規定に」に改め，「，若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り，「当該各項の」を「それぞれ第 2 項又は第 3 項の規定の」に改める。

第 42 条第 1 項中「，若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り，同条第 4 項中「，若しくは失職し」を削る。

第 42 条の 2 第 2 号中「（法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第 42 条の 4 第 1 項中「，若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り，同条第 2 項第 1 号中「，若しくは失職し」を削る。

#### (鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 2 条 鈴鹿市職員退職手当支給条例（昭和 31 年鈴鹿市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）」を削る。

#### (企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年鈴鹿市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）」を削る。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の鈴鹿市職員給与条例第8条第7項、第42条第1項及び第4項、第42条の2第2号並びに第42条の4第1項及び第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

## 専 決 処 分 書

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

## 理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 8 号

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年鈴鹿市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第 1 3 条，第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条，第 9 条及び第 1 2 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は，令和元年 8 月 1 日から施行する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

## 専 決 処 分 書

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年８月１日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

## 理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 9 号

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鈴鹿市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市立保育所設置条例の一部改正

## 専 決 処 分 書

鈴鹿市立保育所設置条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市立保育所設置条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

## 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 1 0 号

鈴鹿市立保育所設置条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立保育所設置条例（昭和 3 5 年鈴鹿市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 5 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は，令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

## 健全化判断比率の報告について

健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

（単位：％）

| 実質赤字比率    | 連結実質赤字比率  | 実質公債費比率  | 将来負担比率    |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| —         | —         | 2.8      | —         |
| ( 11.52 ) | ( 16.52 ) | ( 25.0 ) | ( 350.0 ) |

## 備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 鈴鹿市の早期健全化基準を括弧内に記載

（財政健全化審査意見書 別冊）

## 資金不足比率の報告について

資金不足比率について，地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により，監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

| 特別会計の名称              | 資金不足比率(%) | 備 考                                                                         |
|----------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 鈴鹿市水道事業会計            | —         | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定 |
| 鈴鹿市下水道事業会計（公共下水道事業）  | —         | 令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定                                                  |
| 鈴鹿市下水道事業会計（農業集落排水事業） | —         | 令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定                                                  |

備考 資金不足額がない場合は，「—」を記載

（経営健全化審査意見書 別冊）